

学校施設を避難場所として指定する覚書

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、市町村が策定した市町村地域防災計画に山形県教育委員会が管理する学校施設（以下「学校施設」という。）を避難場所として指定させるため山形県知事と山形県教育委員会教育長との間において、次のとおり覚書を取り交わす。

第1 市町村の地域内における災害に対応し、地域住民の生命及び身体の安全保護のため、市町村長が学校施設を避難場所として必要と認める場合は、あらかじめ当該施設を避難場所として指定させることができる。

第2 市町村長が学校施設を避難場所として指定する場合は、当該学校長の了解を得るものとする。

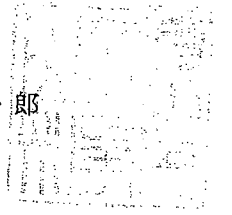
第3 避難場所としての学校施設の使用範囲等の詳細については、市町村長と当該学校長との間において協議して定めるものとする。

第4 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、双方協議して定める。

この覚書の確実を期するため、本書2通を作成し双方各1通を保有する。

昭和55年6月4日

山形県知事 板垣 清一郎



山形県教育委員会教育長  
大竹 正

